

特別報告者らの共同書簡に対する日本政府回答

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部宛て送付された、2021年3月31日付け共同書簡に関し、以下のとおり回答する。

近年、我が国においては、法律で定められた退去強制事由に該当し、かつ、特別に在留を許可すべき事情も認められないのに、送還を拒む者が後を絶たないという問題と、送還に向けた収容の期間が長期となる者がいるという問題が生じている。

これら送還忌避や長期収容の解消のために、様々な取組を行っている中で、今回の出入国管理及び難民認定法改正法案を立案し、本年の第204回国会に提出したものであるが、同法案は、同国会においては成立しなかった。

我が国は、人権に配慮しながら、出入国管理及び難民認定法に基づく外国人の受入れを推進するとともに、包摂すべき外国人を適切に包摂し、日本人と外国人が互いを尊重し、ルールを守って、安心して安全に暮らせる共生社会の実現を目指して取組を進めている。

送還忌避や長期収容の解消は、この取組を進める上でも重要であり、我が国としては、国際社会や市民団体等とも対話をしつつ、不断の検討を行い、現行制度における運用の改善を含めて適切に対応してまいりたい。

以 上